

(長崎県からのお知らせ)

長期優良住宅の認定申請等の郵送対応について

長期優良住宅の認定申請(計画変更、譲渡人の決定を含む)、地位の承継の承認申請及び完了報告書等は、「郵送」による提出が可能です。

① 申請方法

- 申請図書一式(正・副)
- 確認票
- 証紙(証紙貼付用紙に貼付け)
- 返信用の封筒

これらの資料を揃えて、
申請窓口へ郵送して下さい。

留意事項

- ◆ 郵送の際は、必ず信書便を取り扱うサービスを利用して下さい。
(信書便の例) 日本郵政：郵便書留、レターパック、スマートレター、佐川急便：飛脚特定信書便
- ◆ 認定通知書、副本等は「郵送」で返送します。
返送費は申請者負担です。レターパック等に宛先を記入し、申請書類に同封してください。

② 書類の不備等

申請書類に不備があった場合は電話等にて連絡しますので、確認票へ連絡先を明記してください。

③ その他

郵送対応は、長崎県の窓口に限ります。
県以外の所管行政庁の対応は、各市町の担当窓口へお問い合わせ下さい。

※証紙の販売場所…

長崎県証紙

🔍 検索

【問合せ先】

長崎県土木部住宅課(住環境整備班)

電話番号:095-894-3104 FAX 番号:095-894-3464